

県土利用の基本方針

『「県民の安心」を実現する県土利用』、『持続的な成長の実現に向けた県土利用』、『景観や自然環境に配慮した県土利用』の3つを基本方針とし、
「幸福度日本一の静岡県」の実現に向け持続可能で自然と共生した県土利用を目指す

● 「県民の安心」を実現する県土利用

- 大規模自然災害への備え
 - ・地震・津波対策アクションプログラムに沿った対策の着実な推進
 - ・災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導の推進
 - ・気候変動にともなう水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
 - ・宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等の包括的な規制による安全性の確保

● 持続的な成長の実現に向けた県土利用

- 都市的土地利用
 - ・都市機能や居住の中心部・生活拠点等への集約
 - ・低・未利用地や空き家の有効活用による市街地等の活性化
 - ・集約化した都市間ネットワークの充実
- 農林業的土地利用
 - ・生産性の高い優良農地の確保
 - ・森林の適切な整備及び保全
- 地域間の交流と連携の促進
 - ・交流・連携をさせる道路ネットワークの構築
- ICT等の技術革新の活用
 - ・ICTの活用による成長産業の創出
- 土地利用の最適化
 - ・テレワークやサテライトオフィスの導入等、地域管理構想に基づいた土地の有効利用や転換を推進

● 景観や自然環境に配慮した県土利用

- 景観の保全・形成
 - ・田園風景や都市空間など美しさと品格を備えた景観の保全・形成
- 自然環境の保全・再生
 - ・OECMの設定管理の促進による優れた自然環境の保全・再生と広域的な生態系ネットワークの形成
 - ・自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラ（森の防潮堤等）などの取組の推進
 - ・カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギーの導入やバイオマス等の循環利用を促進
- 美しい景観と豊かな自然環境の活用
 - ・地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進や関係人口の拡大による地域活性化や都市と農山漁村のつながりの強化

● 人口減少社会における新しい県土管理の方策

（今後、上記の取組を進めるためには）

○ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・「防災・減災」と「地域成長」を両立する地域づくりなど、複合的な効果をもたらす施策を展開
- ・適切な管理の継続が困難な中山間地域の耕作放棄地の新たな用途への転換など、低・未利用地の最適な利用の選択

○ 多様な主体による県土管理の促進

- ・優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする取組の推進

○ デジタル技術の活用

- ・県土の状況把握、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装の推進

地域類型別の県土利用の基本方向

● 都市

- ・地震・津波、風水害等に対する対策の充実による災害に強い都市づくりの推進
- ・居住の集約等を進める都市のコンパクト化や地域公共交通のり・デザイン等による誰もが暮らしやすい「集約連携型都市構造」の実現
- ・空き地、空き家の有効利用などによる土地利用の効率化

● 農山漁村

- ・再生可能エネルギー等を活用した6次産業化による農林水産物の高付加価値化や農地の集積等による地域産業の活性化
- ・地域資源を活用した都市住民等との交流拡大と移住・定住、二拠点居住の促進
- ・OECMの設定管理及び生態系ネットワークの形成の推進

● 自然維持地域

- ・生態系ネットワークの中核的な役割を果たす自然環境を維持すべき地域の適正な保全・再生
- ・鳥獣害対策の推進と自然環境のモニタリングの実施
- ・自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を通じた生物多様性に関する取組の社会への浸透